

記者発表資料

令和4年3月31日（木）

総務部税務課（固定資産税係）

担当：金野（内線247）

— 福島県沖を震源とする地震により家屋被害のあった方へ — 「り災証明」を発行しています

- 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、本市においても家屋の被害が発生しています。
- 災害により家屋が損壊等の被害を受けた方は、被害の程度に応じて「り災証明」を発行しますのでご相談ください。
- 「り災証明」は、家屋修繕に伴う各種保険や、公的支援の申請等に必要となる場合があります。

【概要】

● 「り災証明」について

「り災証明」とは、災害により被害を受けたことを公的に証明するもので、災害により家屋が被害を受けた場合、被害のあった家屋の現地調査を行い、被害程度の判断をした上で、り災証明を発行します。

なお、住家の被害認定の程度には次のものがあります。

「一部損壊」、「準半壊」、「半壊」、「中規模半壊」、「大規模半壊」、「全壊」

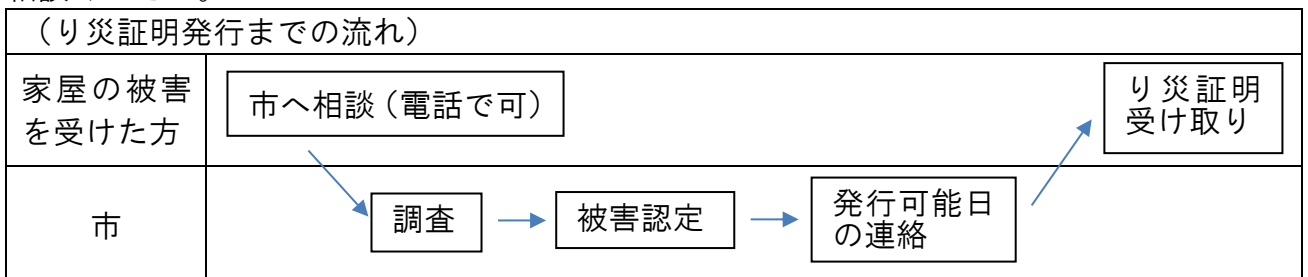
● 「り災証明」の主な用途

地震被害による家屋修繕に伴う各種保険申請や、各種公的支援等の基準となるものです。

なお、加入している保険等によっては、り災証明の提示が無くとも適用している場合がありますので、まずは提出先に確認してください。

● 申請方法など

家屋に被害があり、「り災証明」が必要な方は、被害状況の調査が必要となりますのでご相談ください。



●ご注意

「り災証明」に伴う被害状況調査前に家屋を修繕される方は、被害状況のわかる被害写真を撮影日が分かる状態で記録してください。

※り災証明について詳しくは市税務課（22-3405）までお問い合わせください。

【その他】

●一般廃棄物処理手数料について

地震による被害で家屋等から発生した廃棄物の処理手数料が減額になる場合があります。

※詳しくは市循環型社会推進課（クリーン・ヒル・センター 22-9680）までお問い合わせください。

●電気料金等の特別措置について

地震による被害で被災時から全く電気を使用しない場合の電気料金の免除や支払期日の1か月間延長などに該当する場合があります。

※詳しくは東北電力お客さまセンターまでお問い合わせください。

（0120-066-774 受付時間 平日午前9時から午後5時まで）